

市道の認定について

市道を次のように認定する。

熊本市長 大 西 一 史

議案番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 68 号	国府本町 第 1 2 号線	中央区国府本町 4 0 8 番 2	地先	
		中央区国府本町 4 0 8 番 7	地先	
議第 69 号	楡木 3 丁目 第 1 3 号線	北区楡木 3 丁目 1 3 6 3 番 1 1	地先	
		北区楡木 3 丁目 1 3 6 3 番 1 8	地先	
議第 70 号	武蔵ヶ丘 9 丁目 第 2 号線	北区武蔵ヶ丘 9 丁目 1 6 2 1 番 1 1	地先	
		北区武蔵ヶ丘 9 丁目 1 6 2 7 番 3	地先	
議第 71 号	武蔵ヶ丘 9 丁目 第 3 号線	北区武蔵ヶ丘 9 丁目 1 6 2 7 番 1 4	地先	
		北区武蔵ヶ丘 9 丁目 1 6 2 7 番 1 1	地先	
議第 72 号	龍田弓削 1 丁目 第 6 号線	北区龍田弓削 1 丁目 2 2 2 番 1 1	地先	
		北区龍田弓削 1 丁目 2 2 2 番 7	地先	
議第 73 号	花立 6 丁目 第 1 7 号線	東区花立 6 丁目 3 6 9 1 番 1 3	地先	
		東区花立 6 丁目 3 6 9 1 番 6	地先	
議第 74 号	桜木 6 丁目 第 9 号線	東区桜木 6 丁目 3 6 5 番 1	地先	
		東区桜木 6 丁目 3 6 5 番 6	地先	
議第 75 号	小山 4 丁目 第 1 1 号線	東区小山 4 丁目 1 1 9 5 番 1	地先	
		東区小山 4 丁目 1 1 9 4 番 8	地先	
議第 76 号	小山 7 丁目 第 1 0 号線	東区小山 7 丁目 1 4 2 4 番 3 2	地先	
		東区小山 7 丁目 1 4 2 4 番 1 2	地先	
議第 77 号	長嶺西 2 丁目 第 1 0 号線	東区長嶺西 2 丁目 2 5 6 9 番 7 1	地先	
		東区長嶺西 2 丁目 2 5 6 9 番 6 8	地先	

議案番号	路線名	起 点		重要な 経過地
		終 点		
議第 78 号	長嶺南3丁目	東区長嶺南3丁目2056番415	地先	
	第11号線	東区長嶺南3丁目2056番411	地先	
議第 79 号	四方寄町	北区四方寄町324番2	地先	
	第38号線	北区四方寄町326番1	地先	
議第 80 号	四方寄町	北区四方寄町322番12	地先	
	第39号線	北区四方寄町322番14	地先	
議第 81 号	四方寄町	北区四方寄町325番5	地先	
	第40号線	北区四方寄町322番9	地先	
議第 82 号	志々水	南区富合町志々水192番4	地先	
	第14号線	南区富合町志々水192番9	地先	
議第 83 号	赤見	南区城南町赤見1411番7	地先	
	第19号線	南区城南町赤見1411番3	地先	
議第 84 号	舞原	南区城南町舞原115番10	地先	
	第45号線	南区城南町舞原115番1	地先	
議第 85 号	舞原	南区城南町舞原152番7	地先	
	第46号線	南区城南町舞原152番13	地先	
議第 86 号	広住	北区植木町広住1471番2	地先	
	第38号線	北区植木町広住1471番18	地先	
議第 87 号	江津2丁目	東区江津2丁目199番6	地先	
	第42号線	東区江津2丁目196番2	地先	
議第 88 号	城山下代1丁目	西区城山下代1丁目664番3	地先	
	第3号線	西区城山下代1丁目641番4	地先	

(提出理由)

次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく管理帰属

(2) 管理引継

(3) 地元要望